

2020年4月28日

学生のみなさんへ

学校法人 東京国際大学
理事長・総長 倉田信靖

オンライン授業実施と学生への経済的支援について

【遠隔授業での春学期開講について】

東京国際大学は、新型コロナウイルス感染症の蔓延という未曾有の危機に直面するなか、学生、教職員、そのご家族、さらには社会全体の健康、命を守ることを最優先するという立場から、早期に令和2年度春学期の授業開始をオンラインで実施する準備に着手し、4月16日（Eトラックは4月20日）から遠隔授業を開始することができました。本学が立地する埼玉県、そして学生諸君の多くが居住する首都圏は、感染者数が大幅に増加傾向にあり、大学には休業要請が出されています。オンラインでの遠隔授業は、この厳しい環境下で学生諸君に学修・研究機会を提供し続ける唯一の手段であると考えています。

【学生への経済的支援について】

新型コロナウイルス感染症拡大により、学費負担者である保護者の家計急変や、学生本人のアルバイト機会の減少等、学修を継続する前提としての経済的基盤が損なわれる事例も想定されます。本学では、独自の経済的支援策として、修学支援奨学金制度の適用範囲拡大を計画しています。あらたな応募要領については、まもなくPOTIにて発表しますので、希望者は確認をしてください。

政府においても、学生支援機構の給付奨学金を家計急変に適用できるよう制度設計が見直されているほか、今後新たな支援制度も検討される動きが見られますので、詳細については大学事務局（学生支援部：<mailto:1cgakusei@tiu.ac.jp> Tel 049-232-1114）に相談をしてください。今後、本学としても政府の支援策と連動した有効な対応が打ち出せないか可能性を探っていきます。また、1人当たり10万円の特別定額給付金は、外国籍の人を含む「基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者」が給付対象者となりますので、受給漏れがないよう、手続きを行ってください。

【遠隔授業に伴う学費について】

オンラインによる遠隔授業実施に際し、本学学費の変更は行いません。大学に休業要請が出され、学生のキャンパス立ち入りは原則禁止していますが、新型コ

コロナウイルス感染症終息後のキャンパスでの対面授業再開に備え、大学当局は、日々施設設備の維持・改善に取り組んでいます。また、オンライン授業の適正な運営、内容の改善に取り組むため、担当教職員は出勤して対応にあたっており、大学キャンパスは休眠状態では決してないことは認識してください。

大学は、常に施設・設備を整備し、学生・研究者に適正な学修・研究環境を整えていく責務を負っています。学費に占める施設費は、過去、現在、将来にわたる全ての在籍学生に、本学の適正な学修・研究環境を整えていくために応分の負担を求めるものであり、利用の多寡で変動しうるものではありません。従来から休学者に関しても施設費納入は求めてきていることは、この考え方に基きます。

【おわりに】

早期に、新型コロナウイルス感染症が終息し、今学期途中からでもキャンパスで対面授業が再開できることを切に希望しています。他方で、有効な治療薬やワクチンの開発には時間がかかることが予想され、楽観は許されない状況であると考えます。専門家が繰り返し強調している、国民全員の行動変容、「ステイ・ホーム」に当面は唯一希望を託すしかありません。本学一丸となって、この人類の危機を乗り越えるため、学生諸君にも「ステイ・ホーム」の徹底を改めてお願いします。

以 上